

第2期信濃町

障がい者基本計画

(令和3年度～令和8年度)

目次

第1章 序論.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	4
1 信濃町の人口・世帯数.....	4
2 障がいのある人の状況.....	5
3 障がいのある人を取り巻く環境の変化.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	16
1 基本理念.....	16
2 基本的視点.....	17
3 基本目標.....	18
4 施策の体系.....	20
第4章 施策の展開.....	21
基本目標1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進.....	21
基本目標2 地域で安心して暮らすための支援の充実.....	28
基本目標3 自立して生き生きと暮らせるための支援の充実.....	33
基本目標4 切れ目のないサービス基盤の整備.....	37
第5章 計画の推進.....	44
資料編	
○ 信濃町障害者基本計画策定委員会設置要綱.....	46
○ 信濃町障害者基本計画等策定委員会委員名簿.....	47
○ 計画策定の経緯.....	47
○ 主な事業の実施状況.....	48

第1章 序論

1 計画策定の背景と趣旨

信濃町では「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「第1期信濃町障害者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がい者が様々な活動に積極的に参加し、地域の中で、社会の一員として自立して生活できるまちを目指し、障がい者施策を推進してきました。国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、法律面の整備により障がい者施策を充実させてきました。障害者総合支援法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がい者の重度化・高齢化、及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者など様々な障がい者への対応の強化が求められています。このような国の障がい者施策の動向や、信濃町の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「第2期信濃町障がい者基本計画」を策定することとしました。

■ 「障害」と「障がい」の表記について

法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などは「障害」と表記し、人の状態を示す場合は「障がい」と表記しています。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者基本計画）」として位置づけられるもので、国が策定した「第4次障害者基本計画」及び「長野県障がい者プラン2018」を基本とするとともに、信濃町における障がいのある人を取り巻く現状と課題や環境の変化を踏まえつつ、具体的推進方策等を明らかにして、今後の障がい者施策の推進を図るものです。

また、本計画は「信濃町長期振興計画」を上位計画とする「信濃町地域福祉計画」の分野別計画として策定するもので、「第6期信濃町障がい福祉計画」等、保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携をとりながら計画の推進を図ります。

■ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」の性格

障がい者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（おおむね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づき、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害児通所支援・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、支援の円滑な実施に関する事項等を定める計画

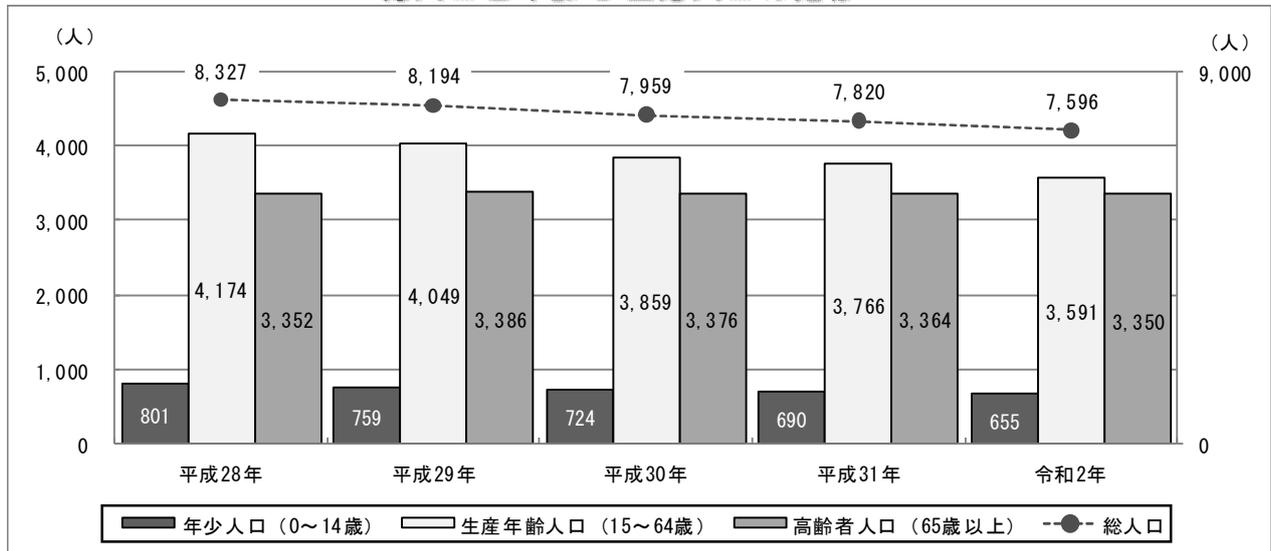
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 信濃町の人口・世帯数

令和2年4月1日現在の本町の総人口は7,596人で、ここ5年間の人口（毎月人口異動調査）を見ると、減少傾向で推移していることが分かります。

また、総人口に占める高齢者人口（65歳以上）の割合は、平成28年の40.3%から、令和2年には44.1%と、増加傾向にあり、少子・高齢化の進展が見られます。

総人口と年齢3区分人口の推移



※各年4月1日現在 「年齢不詳」を含むため各年代の合計値は総人口と一致しない
 ※出典：長野県「毎月人口異動調査」

更に、世帯数の推移を見ると、ここ5年間は77世帯減少しており、平均世帯人員においても、平成28年の2.61人から、令和2年には2.44人と減少傾向で推移しています。

世帯数と平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
世帯数	3,402	3,395	3,370	3,351	3,325
平均世帯人員	2.61	2.58	2.53	2.49	2.44

※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

2 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者数の推移

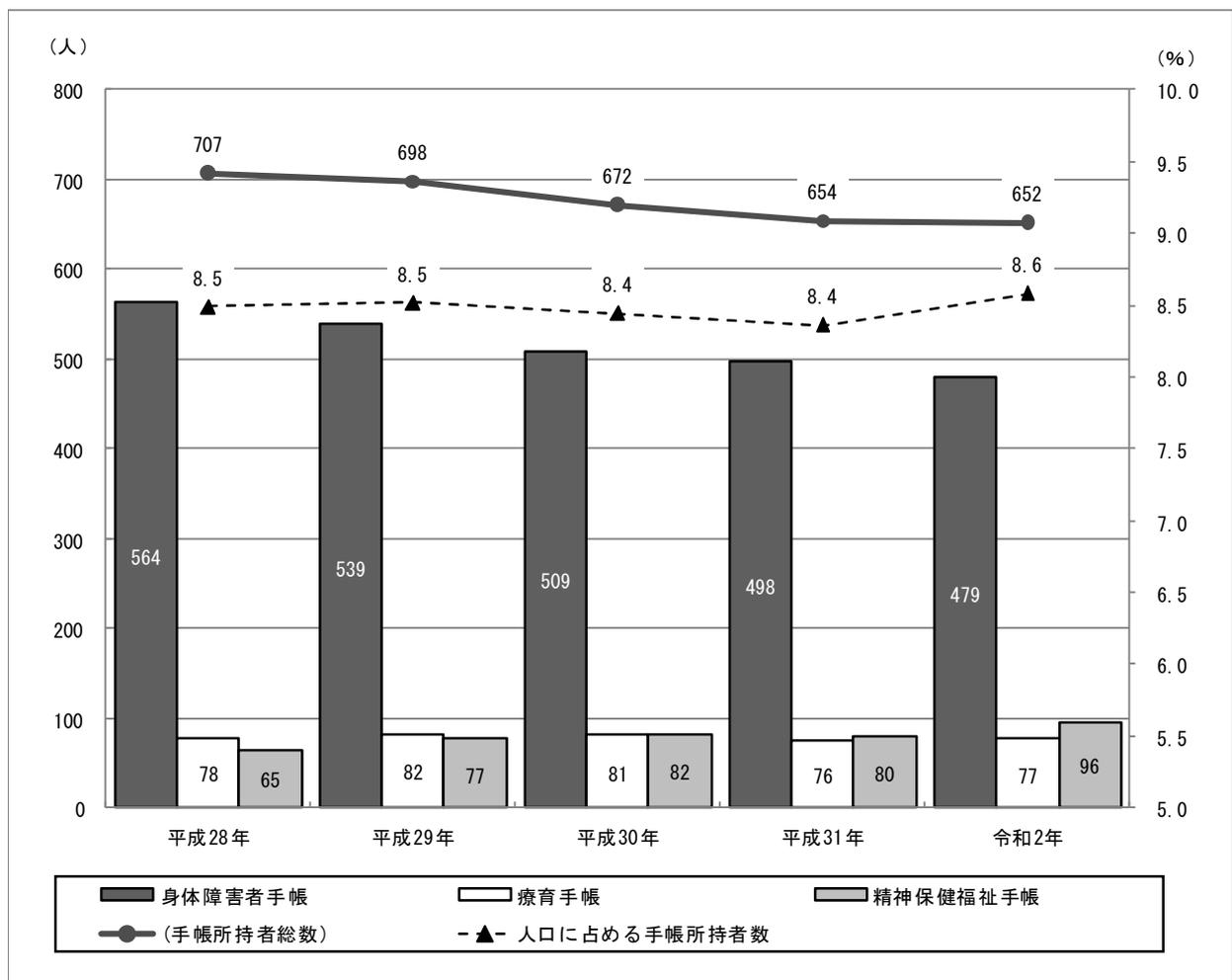
信濃町における障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の所持者（重複含む。））は、令和2年4月1日現在で652人という状況です。

障がい種別に見ると、身体障害者手帳所持者数は令和2年4月1日現在で479人となっており、5年間で減少しています。

療育手帳所持者数は令和2年4月1日現在で77人となっており、この5年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、精神保健福祉手帳所持者数は令和2年4月1日現在で96人となっており、この5年で31人増加（増加率：47.7%）しています。

障がいのある人の手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

また、手帳所持者の年齢構成を見ると、身体障害者手帳所持者では、令和2年4月1日現在の18歳未満の障がい児は1人で、多数は18歳以上の障がい者が占めています。

また、18歳未満と18～64歳の身体障害者手帳所持者数が減少傾向を示している一方で、65歳以上の高齢者は、全体の84.3%を占めるなど、人口の推移と同様に少子・高齢化の進展が見られます。

療育手帳所持者は、18歳未満、18歳以上とも一定の割合で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、18～64歳の層が大半を占めており、65歳以上の手帳所持者数の増加も見られます。

障がいのある人の手帳所持者数の年齢別推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳所持者					
18歳未満	3	2	2	1	1
18～64歳	93	89	79	79	74
65歳以上	468	448	428	418	404
計	564	539	509	498	479
療育手帳所持者					
18歳未満	11	13	11	9	12
18歳以上	67	69	70	67	65
計	78	82	81	76	77
精神障害者保健福祉手帳所持者					
18歳未満	1	0	1	0	0
18～64歳	51	61	63	62	77
65歳以上	13	16	18	18	19
計	65	77	82	80	96

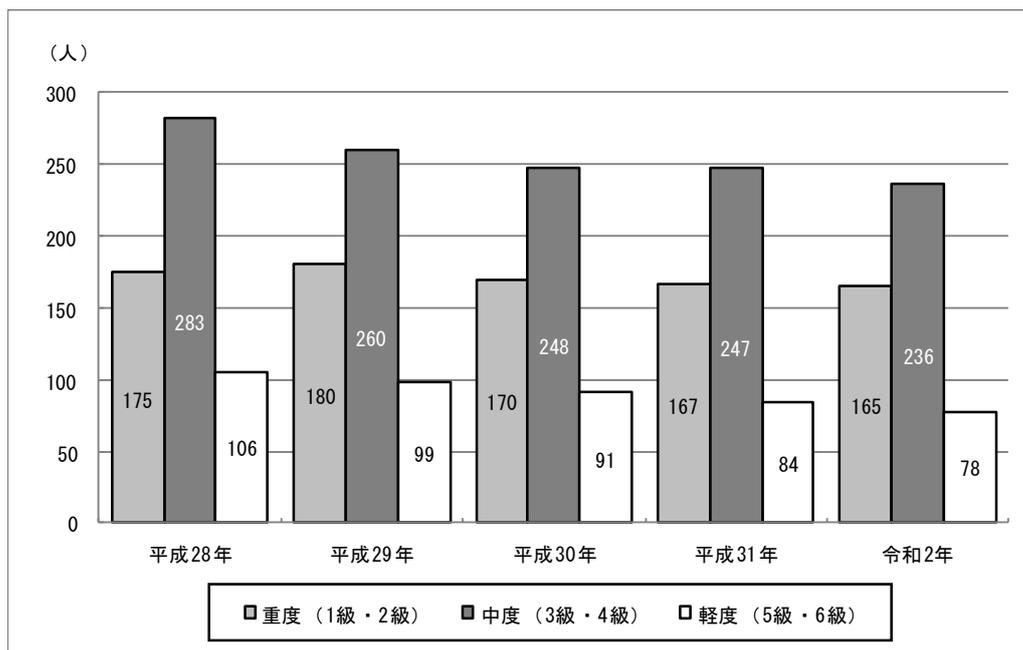
※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別に見ると、令和2年では、「中度（3級・4級）」が236人（49.3%）と最も多く、次いで「重度（1級・2級）」が165人（34.4%）、「軽度（5級・6級）」が78人（16.3%）の順となっています。

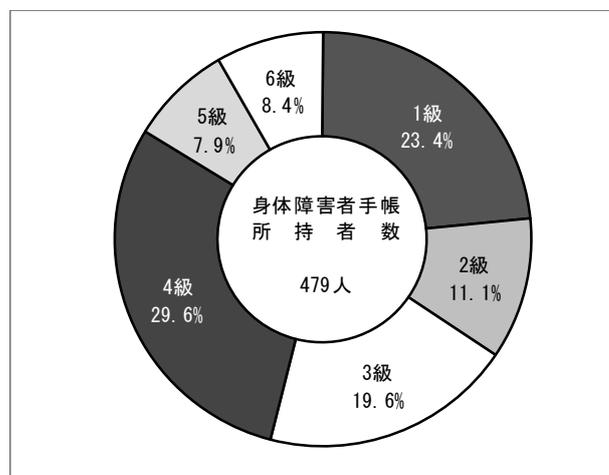
また、この5年間の推移を見ると、人口の減少とともに身体障害者手帳所持者数も減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者（等級別）の推移



※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

身体障害者手帳所持者（等級別）構成比

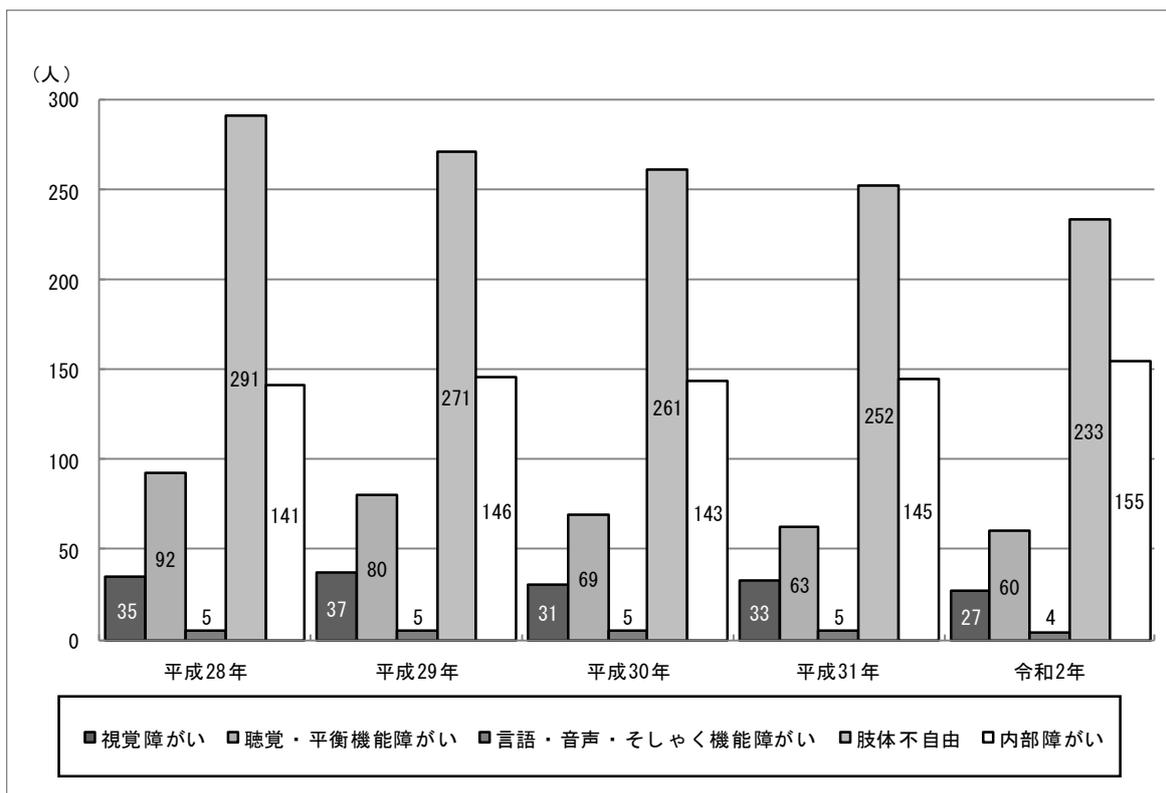


※令和2年4月1日現在 出典：住民福祉課

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別に見ると、令和2年では、「肢体不自由」が233人（48.6%）と最も多く、次いで「内部障がい」が155人（32.4%）、「聴覚・平衡機能障がい」が60人（12.5%）の順となっています。

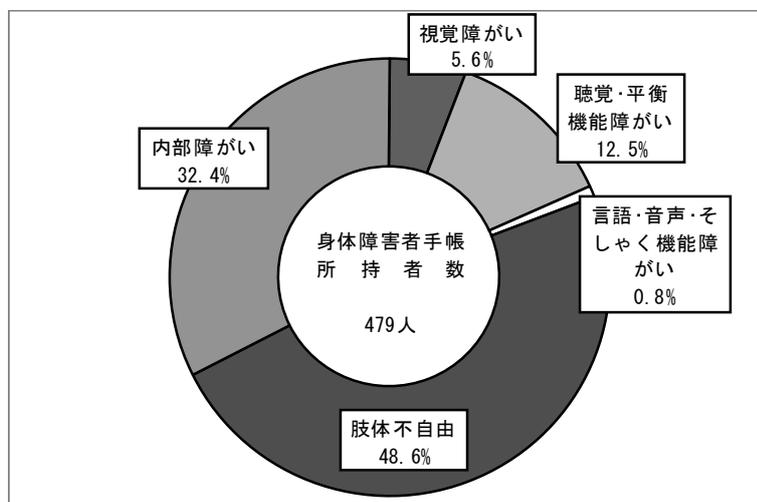
また、この5年間で多くの種類別の手帳所持者数は減少傾向にある一方、「内部障がい」は14人（9.9%）増加しています。

身体障害者手帳所持者（種類別）の推移



※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

身体障害者手帳所持者（部位別）構成比



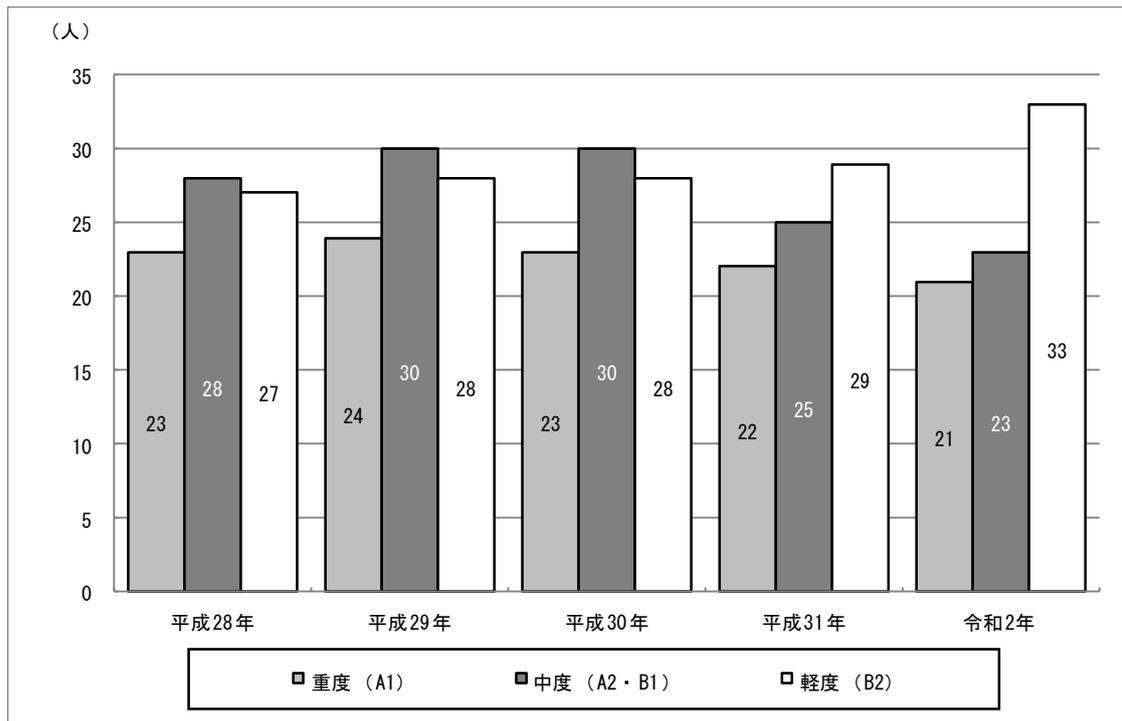
※令和2年4月1日現在 出典：住民福祉課

(3) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移を障がいの等級別に見ると、療育手帳所持者全体の数と同様大きな変化は見られず、一定の数で推移しています。

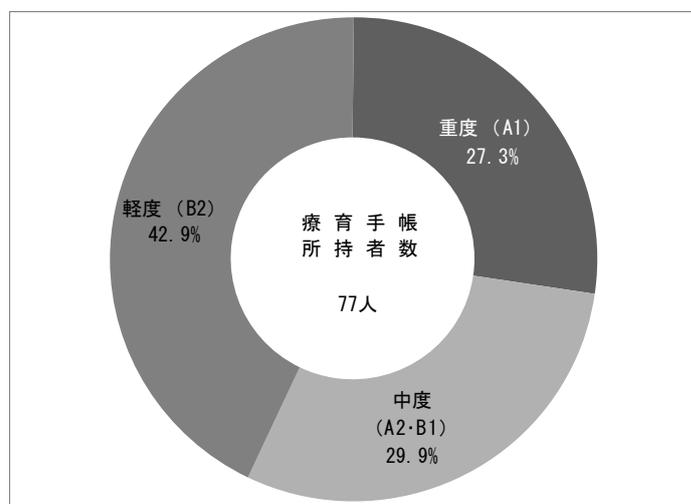
なお、令和2年における療育手帳所持者（等級別）の構成比は、重度（A1）27.3%、中度（A2・B1）29.9%、軽度（B2）42.9%となっています。

療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

療育手帳所持者（等級別）構成比



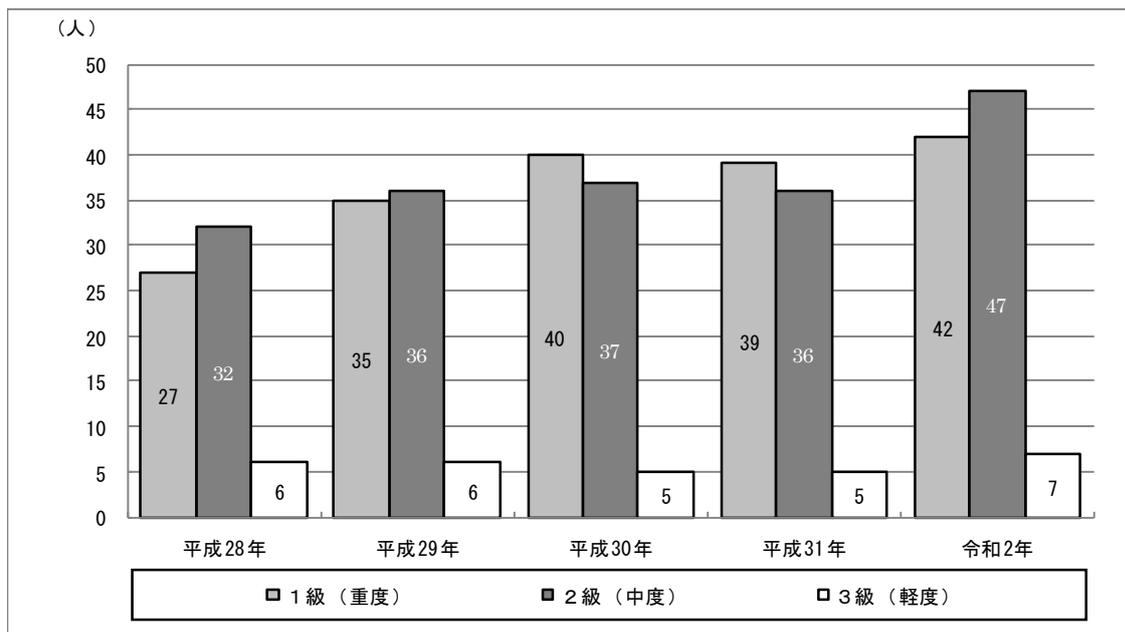
※令和2年4月1日現在 出典：住民福祉課

(4) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障がいの等級別に見ると、「1級（重度）」の手帳所持者数が平成28年の27人から令和2年では42人となり、15人（55.5%）増加しています。

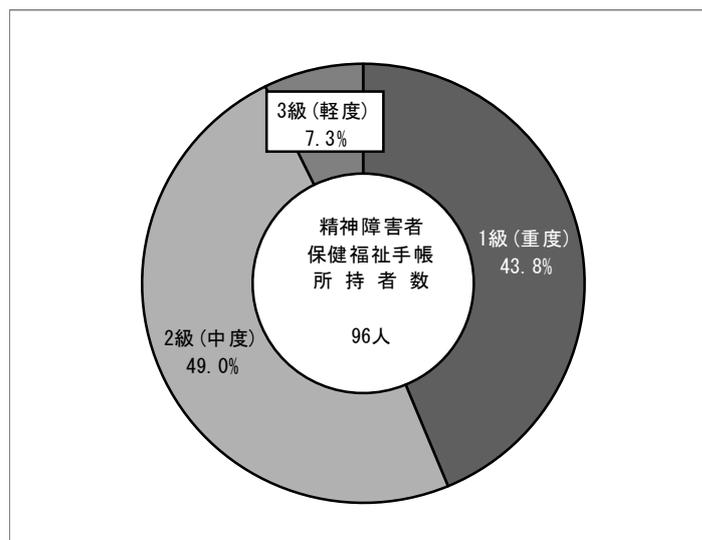
なお、令和2年における精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の構成比は、「2級（中度）」が49.0%とほぼ半数となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



※各年4月1日現在 出典：住民福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比



※令和2年4月1日現在 出典：住民福祉課

(5) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

以前は「障害程度区分」でしたが、障がいの程度（重さ）ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくいことや、知的障がい・精神障がいについては、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、その特性を反映できない可能性がある等の課題が指摘され、平成26年4月から「障害支援区分」に改められました。

本町における「障害支援区分」の認定者の状況は以下のとおりとなっています。

「障害支援区分」人数の推移

(単位：人)

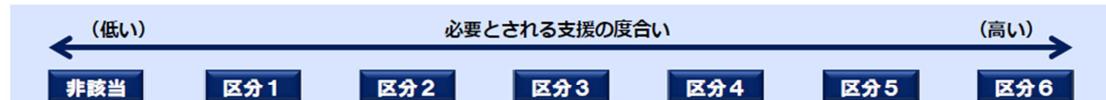
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
区分 1	6	4	4	4	7
区分 2	10	15	15	14	14
区分 3	12	10	7	8	7
区分 4	7	10	9	6	5
区分 5	6	5	6	9	9
区分 6	8	7	7	7	7
計	49	51	48	48	49

※各年4月1日現在

■ 障害者総合支援法における「障害支援区分」の概念

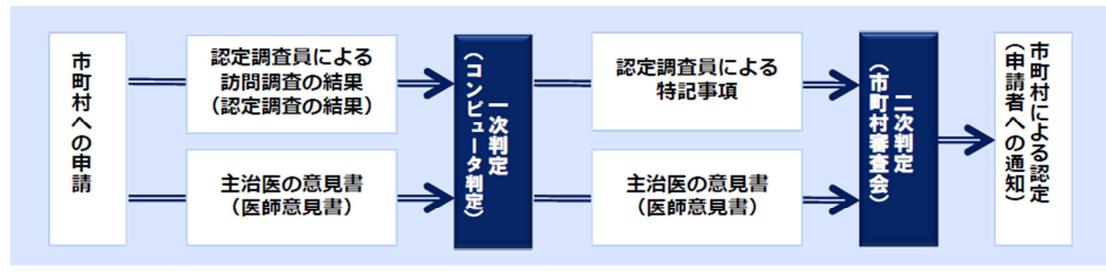
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



【資料：厚生労働省ホームページ（障害支援区分の概要）から抜粋】

(6) 教育環境の状況

障がい児保育の実施状況は、平成28年から令和2年の5年間は2～3人の間で推移しており、大きな変化は見られません。

障がい児保育の実施状況の推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
入所児童数	2	0	1	2	3

※各年4月1日現在

また、本町の小中学校に設置されている特別支援学級は、令和2年5月1日現在5学級（前期2学級、後期3学級）で、在籍している児童生徒数は、23人（前期13人、後期10人）です。

特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移

(単位：学級数、人)

義務教育学校		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
前期	学級数	3	3	3	3	2
	児童数	13	16	22	19	13
後期	学級数	3	3	3	3	3
	生徒数	13	13	12	13	10

※各年5月1日現在

特別支援学校高等部在籍者数（信濃町在籍者のみ）は、平成28年から令和2年の5年間は3～5人の間で推移しています。

特別支援学校高等部在籍者数の推移（信濃町在籍者のみ）

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
在籍者数	5	3	4	4	5

※各年5月1日現在

3 障がいのある人を取り巻く環境の変化

障がい者施策をめぐっては、新たな法の制定や改正等が実施されています。

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がいのある人の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

また、障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」の改正に伴い、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がいのある人への支援も強化されています。「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは「障害者基本法」の一部改正に呼応したものです。

さらに、国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に成立し、障がいのある人の要望などに応じて、国や自治体など行政機関は日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。

障がい者関連法律の近年の動き

① 障害者差別解消法の施行（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

② 障害者の雇用の促進に関する法律（略称「障害者雇用促進法」）の改正

ア 平成25年6月公布、平成28年4月（一部平成30年4月）施行

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

イ 令和元年6月公布、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

③ 成年後見制度利用促進法の施行（平成28年4月制定、同年5月施行）

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

④ 発達障害者支援法の改正（平成28年6月制定、施行）

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定された。

⑤ 障害者総合支援法の改正（平成28年6月制定、平成30年4月施行）

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

⑥ 児童福祉法の改正（平成28年6月制定、平成30年4月（一部平成28年6月）施行）

障がい児支援のニーズの多様化（重度の障がい児・医療的ケア児など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

⑦ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（略称「障害者文化芸術推進法」）の施行（平成30年6月制定、施行）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

⑧ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称「バリアフリー法」）の改正（平成30年5月制定、同年11月（一部平成31年4月）施行）

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記した。

⑨ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（略称「読書バリアフリー法」）の施行（令和元年6月制定、施行）

視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『支え合い誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり』

～ 自立と共生社会の実現 ～

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての方々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

信濃町では、「ノーマライゼーション」※及びその実現を支える「インクルージョン」※の理念のもと、『支え合い誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり』を基本理念として掲げ、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でお互いに個性を尊重しあいながら、地域社会の一員として、一人ひとりが生き生きと安心して、自分らしく豊かに生活していくことのできる『自立と共生社会の実現』を目指します。

なお、第6次長期振興計画では、将来像である「みんなでつくるふるさとしなのまち」の実現に向け、5つの基本目標が設定されていますが、その3番目に、「生涯を通じて、だれもが健康に自分らしく暮らせるまち」が掲げられており、障がい者（児）福祉についても、これらの施策と歩調を合わせ、障がいのある人自身がそれぞれに持っている能力や特性に応じて、自分の住んでいる地域でその人らしく生きていくために、主体性や自主性を確立できるよう支援していきます。

※ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方、またそのような社会づくりを推進すること。

※インクルージョン

「包み込むこと」という意味で、「障がい者施策の包括化」の意味で用いられることもあり、障がいの有無に関係なくすべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

2 基本的視点

計画の基本理念を実現するため、次のような基本的な視点に立ち、各種施策の充実を図ります。

【視点1 誰もが暮らしやすい社会の実現】

障がい及び障がいのある人に関する住民の理解を深め、教育や雇用、社会活動などあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組みます。

また、障がいのある人が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、合理的な配慮により実質的な平等が確保されるよう努め、障がいの有無に関わらず、誰にとっても暮らしやすい社会の実現を図ります。

【視点2 地域での自立生活の支援】

障がいの種別、程度に関わりなく、どの地域でも必要な障害福祉サービスを受けることができる体制の充実を図るとともに、障がいのある人自身がサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障がいのある人自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援を推進します。

また、障がいの特性に応じた情報提供や情報保障に関する施策を充実するとともに、障がいのある人が文化・スポーツ等の様々な分野で活動できるよう社会参加の促進を図ります。

【視点3 地域との協同による総合的かつ効果的な施策の推進】

障がいの区分や地域などにより、提供されるサービスに格差が生じないよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携を図り、バランスのとれた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備します。

また、様々な社会資源を有機的に組み合わせ、有効活用することにより、持続可能な制度の構築を図るとともに、必要な支援を地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、障がいのある人のニーズを踏まえ、公的機関だけでなく、民間組織等から提供されるサービスや支援を、利用者を中心として総合的かつ効果的に提供される仕組みの構築に努めます。

3 基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき、主要な施策を次の4つの柱に体系化し、総合的に障がい者施策を推進することによって、『自立と共生社会の実現』を目指します。

基本目標 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい社会を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、相互に権利を尊重し、社会の一員として包み、支え合う地域づくりが必要です。

このため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障がいがある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し、認め合い、偏見や差別のない、共に生きる社会の実現を図ります。

また、誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくため、町内の公共施設や道路などにおけるバリアフリー化を進めるとともに、人々の心の中にある障壁を取り除く“心のバリアフリー”に関する啓発活動を推進し、ソフト面からも、誰もが参加しやすいまちづくりを推進していきます。

更に、災害時における障がいのある人の安全確保を図るために、緊急時や災害に備えた体制の点検・整備を図り、障がいのある人一人ひとりに対し地域で支え合える仕組みづくりを支援していきます。

基本目標 2 地域で安心して生活するための支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた多様できめ細かな福祉サービスが提供される必要があります。

このため、サービス選択の前提となる相談・情報提供をはじめ、利用者が求めるサービスを選択できるよう、必要な福祉サービスの質と量の充実に努めるとともに、施設入所者等の地域への移行促進を図ります。

また、障がいのある人の生活安定のため、各種手当制度について広く周知、活用することで、経済的自立を支援していきます。

基本目標 3

自立して生き生きと暮らせるための支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、ノーマライゼーションの実現の大前提であり、自己実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。

また、社会における教育やスポーツ・レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などは、社会的自立を支える上でとても重要な役割を果たしています。

このため、総合的な就労支援体制の構築を図り、障がいのある人の自立を推進するとともに、一人ひとりに適した社会参加の機会が平等に提供されるための環境を整備していくほか、外出・移動等に係る支援など、障がいのある人の行動範囲の拡大を図るための支援の充実を図ります。

基本目標 4

切れ目のないサービス基盤の整備

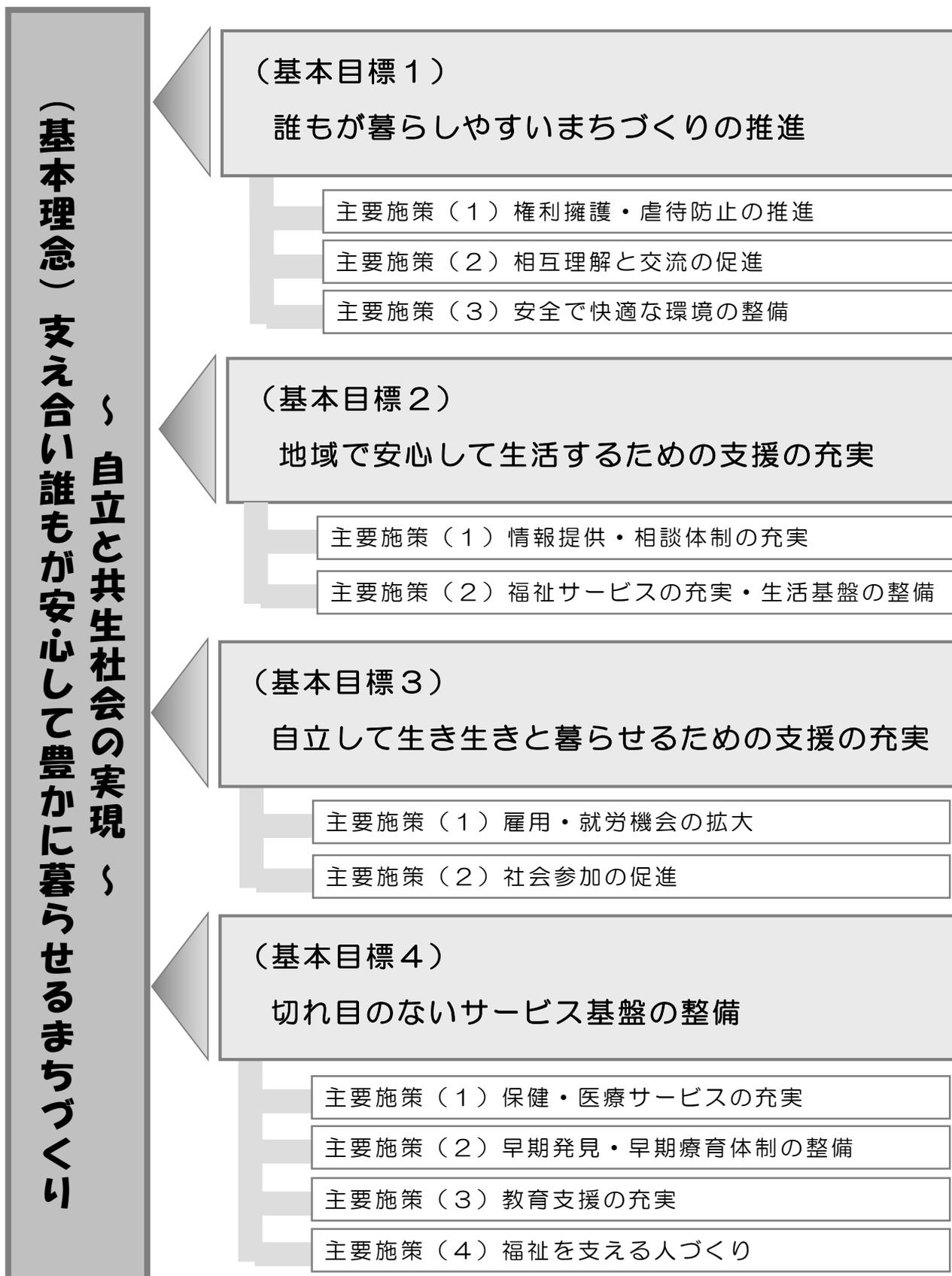
年齢、障がい・疾病の有無やその程度などにかかわらず、生き生きとした生活が継続できるようにするため、身近な地域で住民一人ひとりの健康づくりを進めることが重要です。

また、障がいのある子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し自立を目指すためには、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。

このため、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、必要な医療を必要なときに利用できるよう、地域社会全体でサービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るとともに、保健・福祉・医療等の連携による、継続的なサービス提供体制の整備を推進します。

さらに、障がいのある子どもたちの健全な発達を支援するため、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、就学支援を含めた教育支援体制の充実などの取組を推進し、教育・療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化を図ります。

4 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

主要施策（1）権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

障がい者を理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として、誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域での自立生活を妨げていることもあります。

また、自分に関わる施策に対して意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、地域で自立した生活を営む点からも、施策を実施していく上でも不可欠な要素です。このため、障がいのある人の声を様々な形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。

町では、生涯学習フェスティバル、青少年健全育成大会など通じて、人権意識の向上に努めていますが、参加者が横ばいとなっている状況であるため、引き続き、広く住民を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法及び成年後見制度などの内容に関する普及・啓発を図るとともに、障がいのある人に対する虐待や差別を防ぐ具体的な体制の整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、また、平成25年6月に全ての国民が障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定（平成28年4月施行）されました。

本町においても、こうした法律の趣旨を踏まえ、障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策を展開していきます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
説明会・研修会の実施	振込詐欺や成年後見制度に関する相談まで権利擁護の視点から説明会や研修会を実施するほか、制度の周知や各機関との連携を図ります。	住民福祉課福祉・介護保険係 総務課庶務係
行政施策の障がい当事者の参画	公共施設の建設等に当たり、障がいのある人の参画率の向上を図るなど、施設設計段階に障がい当事者の意見を取り入れられるようにしていきます。	住民福祉課福祉・介護保険係 建設水道課建設係
人権教育研修・講演会	あらゆる差別の根絶を願い、生涯学習フェスティバル、青少年健全育成大会等を通じた人権教育研修・講演会を開催し、地域における人権意識の向上に努めます。	住民福祉課福祉・介護保険係 教育委員会

主要施策（２）相互理解と交流の促進

【現状と課題】

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、住民や事業者が、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要であり、お互いの理解を深めるためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に大切となります。

しかし、現状では、人々の障がいへの理解は、完全とは言えない状況であり、また、関心があっても障がいのある人への接し方やかかわり方がわからない人も多くいます。

また、障がいのある人は、地域の人々の目が気になり障がいをオープンにできなかったり、地域の集まりやサークル活動等に気軽に参加できなかったりする状況にあります。

【施策の方向性】

障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、住民の障がいに対する理解と意識向上を目的とした施策の展開を図ります。

また、一般的に障がいのある人は、人との交流、特に健常者や地域の人との交流の機会が少ない現状があるため、障がい者施設の利用者のニーズを聞き取りながら、施設行事への地域住民の参加を呼び掛けたり、地域行事への施設利用者の参加を促したりするなど、日常的なふれあい活動を通じて交流を深める機会を充実させ、相互理解の促進を図ります。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
施設の開放	ふれあい広場の一角のひだまりセンターなどにおいて施設を開放するなどして、障がいのある人とない人との交流を促進して相互理解を図っていきます。	住民福祉課福祉・介護保険係
地域住民向けの学習会	県の出前講座等を利用するとともに、人権擁護委員、民生委員・児童委員と連携した住民向けの学習会を実施し、地域住民への障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	教育委員会 住民福祉課福祉・介護保険係

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
就労支援事業所の活用	町内外の就労支援事業所を活用し、障がい者が地域の中で自分らしく生き生きと暮らせるよう支援し、社会参加を促すとともに、障がいに対する住民の理解を深めます。	住民福祉課福祉・介護保険係

主要施策（３）安全で快適な環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、住宅・駅・公共施設や道路などのバリアフリー化を積極的に推進していく必要があります。

バリアフリー化の推進に当たっては、「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」及び「長野県福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を踏まえた上で、全ての人が使いやすいユニバーサルデザイン^{*}の視点にたって、障がいのある人等の声を取り入れながら、公共的施設、交通機関、住宅、公園など、生活空間のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

現在、町では、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組を行っており、建築物のバリアフリーについては浸透しつつありますが、パンフレット、案内板等の視覚、聴覚にやさしいデザインの採用が少ない状況にあります。このため、引き続き段階的に改善を進めていき、案内板等の見やすい文字の普及や、音声によるガイダンスの浸透を図っていく必要があります。

また、この地域においても、大規模な地震が発生する可能性は否定できず、また、豪雪による地域の孤立、異常気象による豪雨などの被害が懸念されていることから、これまで以上に充実した災害時の支援体制を構築することが求められます。

なお、大規模災害などが発生した場合、一般の避難場所での避難生活が困難な障がいのある人などにとっては、バリアフリー設備が整備されていたり、介護しやすい落ち着いた環境スペースが確保される福祉避難所の確保が必要となります。

更に、近年では障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれたりするケースも多く発生しているため、地域における日頃の防犯体制の強化も必要となります。

※ ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

町では、災害時における要配慮者の避難や支援を行う体制づくりを行うため、避難行動要支援者（災害時要援護者）台帳を整備し、地区の防災関係者と情報の共有を図る体制の整備を推進しています。ただし、個人情報保護の観点から、情報提供については、本人の同意を得る必要があります、同意を得られない方への支援をどうするかが課題です。

また、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の感染症の大規模な流行に対する備えや、関係者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたる事が予防上重要になります。

今後は、緊急時対応における事業所間のネットワークづくり、緊急時の判断基準、利用できる施設を選択できる体制づくりの整備が必要となります。

【施策の方向性】

障がいのある人が安全で快適に地域で暮らすことのできるよう、公共的施設、交通機関、住宅、公園など、生活空間のバリアフリー化のみならず、障がいのある人もない人も平等に情報が得られるよう、情報のバリアフリー化にも留意の上、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していきます。

また、避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度の普及を促進するとともに、防犯・防災情報の提供、避難情報の提供や避難所での健康管理、医療的ケアの継続など、防犯・防災支援体制の再構築を進め、障がいのある人を地域で守る体制の強化を図ります。

更に、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の感染症の流行に日頃から備え、実際に大規模な流行が発生した際に、迅速に対応できる体制の整備に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
公共施設等のバリアフリー化	「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」及び「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、より障がいのある人にやさしい施設整備を促進していきます。	住民福祉課福祉・介護保険係
公衆トイレの整備	公衆トイレについて、予算に応じて、ユニバーサルデザイン化するための改修を進めていきます。	産業観光課 商工観光・癒しの森係 建設水道課建設係
住宅火災報知器設置の促進	民生委員・児童委員、地元消防団を通じて障がい者宅の戸別訪問を行うことで、住宅用火災報知器の設置を促進します。	総務課庶務係 住民福祉課福祉・介護保険係

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
災害時要援護者支援事業	避難行動要支援者（災害時要援護者）台帳を整備し、地区の防災関係者と情報の共有を図る体制の整備を推進します。	総務課庶務係 住民福祉課福祉・介護保険係
緊急時対応	遠方の事業所との連携に努め、障がいのある人及び介護者の緊急時に対応できる体制の整備を図ります。	住民福祉課福祉・介護保険係
感染症対策	感染症の流行状況を見極めつつ、障がい者及び家族、事業所等に対し必要な対策を実施します。	総務課庶務係 住民福祉課福祉・介護保険係

基本目標２ 地域で安心して生活するための支援の充実

主要施策（１）情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、相談支援や情報提供の充実が必要です。そのため、障がいによって情報の収集や利用などに大きな支障のある人に対しては、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り、充実させていく必要があります。

また、必要な情報を障がいのある人に的確に伝えられるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。

更に、障がいのある人を取り巻く課題は、複合的かつ複雑化してきており、障がいのある人を含めた全ての住民の様々な相談を包括的・重層的に受け止められる相談支援体制の構築が求められています。

今後も、相談支援事業所による相談支援体制の整備を図るとともに、「計画相談支援」、「障害児相談支援」の利用について広く周知する必要があります。気軽に相談窓口に行け、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、障がい特性を踏まえた多様な方法による情報提供・情報発信を行うなど、障がいのある人の情報の入手方法の多様化を図る必要があります。

【施策の方向性】

従来のコミュニケーション支援事業については、障害者総合支援法により、県と町の役割が明確化され、必須事業の一つとされました。また、視覚障がいのある人への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーションなど、多様な伝達方法、場面が考えられることから、より広い意味の意思疎通支援という名称に変更されています。

障がいのある人が暮らしに関わる情報を円滑に入手でき、また、行政関連の情報のみならず多彩な情報や知識を得ることができるよう、多様な方法により情報の提供を行うとともに、障がいがあることにより、情報の入手が制限されないよう意思疎通支援の充実を図ります。

また、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、サービス等利用計画の作成に向けた支援体制の整備を行うとともに、障がいのある人を含む全ての住民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない支援体制を構

築するため、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援を実施する体制の整備を行います。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
施設ガイドブックの発行	長野圏域を含め各事業所に協力を依頼し、福祉サービス利用者の選択の助けとなるようガイドブックを作成します。	住民福祉課福祉・介護保険係
精神障がい者家族会	情報交換や精神保健に関する学習会の実施を通じて、家族へのケア、精神障がい者への自立に向けた活動への支援を行っていきます。	住民福祉課保健予防係
障がい者施策第三者評価事業	信濃町地域福祉推進委員会と共同して、障がい者施策第三者評価委員会等の設置及び運営の検討を進め、障がい者施策の実施状況や課題を整理し、利用者・保護者・関係機関にフィードバックしていきます。	住民福祉課福祉・介護保険係
手話通訳、要約筆記派遣事業	大規模な説明会等の際に手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がいがある人が説明会等に出席できるような体制づくりを行います。	住民福祉課福祉・介護保険係
生活困窮者自立支援制度	長野生活就労支援センター（まいさぼ信州長野）と連携を図り、生活や就労などで支援を必要とする、障がいのある人を含む全ての住民の課題に総合的な支援を行います。	住民福祉課福祉・介護保険係

主要施策（２）福祉サービスの充実・生活基盤の整備

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的、質的な充実を進める必要があります。

障がいのある人が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域で生き生きと過ごすことのできる日中活動の場が重要な役割を果たすことから、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制を確保していることが必要です。

「主体的に豊かな生活を送る」ことを障がいのある人の自立と捉えた場合、自立を支えるためには、地域での在宅生活を支える各種サービスの充実は欠かせません。町では、利用者のニーズに応じた日中活動への支援、在宅での支援等の各種サービスの実施に努めていますが、引き続き、障がいがあってもより一層豊かに主体的に生活できるよう、インフォーマルな社会資源等の活用も視野に、広く情報提供していく必要があります。

また、障がいのある人等が生活困窮するケースや少額年金のため自立困難となる高齢者が増えています。

このため、改正生活保護法（平成26年7月1日施行）及び生活保護に至る前の段階の生活困窮者を対象とした生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づく援護制度の活用を図り、低所得者の生活の安定と自立を促進するとともに、民生委員・児童委員による相談・指導や資金貸付制度の活用などにより、生活の安定を図る必要があります。

【施策の方向性】

必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、需要の増減に対応しながらサービス提供事業者の確保や事業拡大の促進、生活基盤の整備に努めるとともに、障がい特性に応じた提供体制を確保し、自立した地域生活への移行の促進を図ります。

また、民生委員・児童委員との連携を強化し、援護を必要とする障がいのある人が居住する世帯の実態とニーズの的確な把握を行い、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等の各種制度の利用に関する情報提供や助言、周知徹底を行うほか、長野保健福祉事務所、民生委員・児童委員、保健師、ヘルパー等の協力を得ながら、相談・指導を行い、自立意識の啓発に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
障害福祉サービス事業	自立支援事業（国の制度）を利用し、障がいのある人の自立を推進します（居宅介護、行動援護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型、就労定着支援、自立訓練、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、療養介護医療、サービス利用計画、放課後等デイ、児童発達支援、保育所訪問支援、特例給付、高額サービスの実施）。	住民福祉課福祉・介護保険係
障害者住宅整備補助事業	障がいのある人が在宅での生活を継続するために必要な住宅改修費を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係
補装具・日常生活用具費支給事業	障がいの程度に応じて補装具・日常生活用具の購入費を公費負担します。	住民福祉課福祉・介護保険係
障害基礎年金	障害基礎年金給付の受付などの窓口業務を行います。	住民福祉課住民国保年金係
重度心身障害者福祉手当支給事業	精神又は身体の重度障がい者の福祉に寄与する福祉手当を給付します。	住民福祉課福祉・介護保険係
生活福祉資金貸付制度	障がい者世帯に経済的自立や、安定した生活を送れるように貸付を行います。	社会福祉協議会
特別重度障害児福祉年金	重・中度の身体、知的、精神障がいがある 20 歳未満の児童を在宅で介護している人に対して年金を支給します。	住民福祉課福祉・介護保険係
障害児福祉手当	常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅障がい児の保護者に手当を支給します。	住民福祉課福祉・介護保険係
特別障害者手当	常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅障がい者に手当を支給します。	住民福祉課福祉・介護保険係
重度心身障害者介護慰労金	重度の心身障がい者・児と同居し、6 箇月以上家庭で介護している介護者に対し、慰労金を給付します。	住民福祉課福祉・介護保険係

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
地域生活拠点等の整備	長野圏域の市町村等との連携のもと、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点の整備に努めます。	住民福祉課福祉・介護保険係
訪問理容・美容サービス	理容・美容事業者への協力依頼により、寝たきりの重度障がい者が自宅において散髪等ができるサービスを提供し、心身のリフレッシュと介護者の負担軽減を図ります。	住民福祉課福祉・介護保険係

基本目標3 自立して生き生きと暮らせるための支援の充実

主要施策（1）雇用・就労機会の拡大

【現状と課題】

障がいのある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立していくことが大きな役割を果たしていきます。

しかし、障がいのある人の就労については、依然として雇用の場が限られていること、障がいに対する理解と適切な支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。したがって、障がいの程度に応じてできる作業を、自分なりのペースで行う場所を増やすことや、町や社会福祉協議会、企業、商業施設などにおける職場確保と職場における障がいに対する理解の促進を強く進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

行政自らが障がいのある人の雇用に努めるとともに、関係機関と連携し、各種適応支援制度の活用を促進しながら、離職者の再就職支援の充実や民間企業に対する働きかけを行い、障がい者の雇用に拡大します。

また、障がいのある人が、就労支援に関するサービスを提供する事業所へ通園・通所する際の交通に対して支援し、更に、こういった事業者の確保や作業の確保・拡大に努めるとともに、障がい者団体やボランティア、近隣自治体などと連携しながら、地域活動支援センターの充実に取り組み、一般企業に勤めることが困難な人の就労の場の確保に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
保護者への相談会及び研修	障がいのある子どもの保護者を対象とした研修会及び相談会を行い、就労に向けた保護者の意識の向上を目指します。	住民福祉課福祉・介護保険係
町職員採用	非常勤職員を含む職員任用の中で、障がい者を対象とする職員採用選考の実施などにより、法定雇用率を上回るよう取り組んでいきます。	総務課庶務係

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
施設等通園者交通費補助事業	社会福祉施設に通園する障がいのある人の交通費を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係
農福連携の取組	障がいのある人の就労や社会参加を促進するため、農作業等への参加を促進するための仕組みづくりを検討します。	住民福祉課福祉・介護保険係 産業観光課・農林畜産係
地域活動支援センターへの支援	町の地域活動支援センター「ひだまりセンター」の活動を支援し、利用者に対し、創作活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。	住民福祉課福祉・介護保険係

主要施策（２）社会参加の促進

【現状と課題】

社会教育、各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質を向上させる上で重要であり、こうした社会活動は、障がいのある人とない人との相互理解や連帯感を強めていくとともに、年齢、障がい・疾病の有無やその程度などにかかわらず、生き生きとした生活が継続できるようにすることにもつながります。

また、障がいのある人が、地域の人との交流を図りながら主体的に地域の活動へ参加できるよう取り組むことが重要となり、社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。

現在、町では、毎週１回、調理実習・散策・スポーツ等の体験を行っていますが、開催場所が限られていたり、参加者が固定していたりするなど、障がいのある人もない人も一緒に参加したり、障がいのある仲間と共に楽しむ機会は十分とは言えません。

今後は、講座内容の充実や開催条件などを工夫し、障がいのある人が参加しやすい学習環境を整備していくことが課題です。特に、スポーツ・レクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要となっています。

【施策の方向性】

障がいのあるなしに関係なく様々な分野に積極的に参加する機会が得られるような環境の整備を検討するとともに、障がいのある人が、様々な地域の活動や行事に親しみながら参加できるよう活動機会の確保に努めます。

また、障がいのある人が気軽に外出できるよう、利用者の声をもとに、外出・移動支援の充実を図るとともに、町内を移動するための手段に関する情報提供に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
デイケア	調理実習、散策、スポーツ、交流等の体験を通じて家庭や社会での生活能力、対人関係能力などの向上を目指します。	住民福祉課保健予防係
町有施設の使用料等の入館減免	障がいのある人の町有施設利用に際して減免を行い、地域文化・芸術に触れ合う機会の確保を図ります。	住民福祉課福祉・介護保険係 産業観光課 商工観光・癒しの森係 教育委員会

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
障がい者タクシー 利用券交付事業	障がいの程度によりタクシーが利用できないケースもあるため、移動に関する総合的支援の検討を行った上で、障がいのある人の区分に応じて割引券を配布し、移動手段の介助の一助とします。	住民福祉課福祉・介護保険係
信濃町地域公共交通事業	長野県の福祉輸送計画の動向を勘案しつつ、福祉運送、デマンド交通システム等を障がいのある人、健常者、事業者等が一体となって利用しやすい交通システムを構築していきます。	住民福祉課福祉・介護保険係 産業観光課 商工観光・癒しの森係
自動車改造補助事業	障がいのある人の社会参加を進めるため、障がいのある人自身が運転する自動車の改造を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	住民福祉課福祉・介護保険係

基本目標 4 切れ目のないサービス基盤の整備

主要施策（１）保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がいを予防し、また、障がいの程度を軽減し、生き生きとした生活を継続して送るためには、保健・医療サービスの充実に加え、身近な地域で医療機関等を受診しやすい環境づくりを行っていくことが重要となります。

町では、生活習慣病予防、各種健康教室や講座の開催などの事業を実施していますが、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化も予想される中で、全ての人々が心身ともに健やかな人生が送れるよう、引き続き、保健・医療サービスの充実に努めるとともに、健康づくりの推進を図ることが重要です。

更に、平成26年5月には難病と小児慢性疾患の医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」の制定と児童福祉法の改正が行われました。今後、助成対象となる疾患が拡大されるため、新しい制度についての情報を提供し、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

【施策の方向性】

医療機関等における受診が障がいの予防や軽減につながることから、障がいのある人が適切な医療サービスを受けられるよう、今後とも、保健・医療・福祉の連携により、身近な地域で適切な保健・医療サービスを継続的に受けられる環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
健康、栄養、運動指導事業	生活習慣病予防や健康づくり、各種健康教室や講座を開催します。	住民福祉課福祉・介護保険係 住民福祉課保健予防係
訪問保健指導、健康相談事業	健康不安等について、保健師、管理栄養士、看護師が連携して家庭訪問等を実施し、相談に応じていきます。	住民福祉課保健予防係
精神保健相談	保健、医療のほか、ニーズに合った相談を行います。	住民福祉課福祉・介護保険係 住民福祉課保健予防係

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の大人に対し、医療により障がいの軽減及び進行を防ぐ治療に対する医療費を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係
自立支援医療 (育成医療)	18歳以下の子どもに対し、医療により将来障がいが残らないように治療する医療費を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患の治療のための精神医療の継続的に要する病状にある人に対して医療費を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係
養育医療(未熟児)	出生時の低体重、循環器系の異常等入院を必要とする子どもの保護者に対して医療費を補助します。	住民福祉課保健予防係
福祉医療給付事業	障がいの程度に応じて医療費の負担軽減を行います。なお、県費補助には該当にならない身体障害4級者も町単独事業で補助していきます。	住民福祉課福祉・介護保険係
特定疾患通院費助成事業	現在は通院箇所に関係なく、一律の補助であるため、制度の見直しを検討した上で、人工透析等障がいにより通院を余儀なくされた人に対して通院費の補助を行います。	住民福祉課福祉・介護保険係

主要施策（２）早期発見・早期療育体制の整備

【現状と課題】

早期療育は、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障がいの軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。そのため、できる限り早い時期から子どもの障がいに応じた療育を実施することが重要となります。

特に、乳幼児期の障がいについては、乳幼児健診に加え、発達の遅れか否かの判断などを、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細かな支援を継続的に行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、更に、教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実を図っていきます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
乳児健診	乳児期の発達、発育、栄養状態の確認、疾病の早期発見を行うとともに、健やかな成長のための母親への支援、育児の不安解消を図ります。	住民福祉課保健予防係
幼児健診	幼児期の発達、発育、栄養状態の確認、疾病の早期発見を行うとともに、健やかな成長のための母親への支援、育児の不安解消を図ります。	住民福祉課保健予防係
幼児視力検査	簡易検査により早期に異常を発見し、精密検査や治療を促すことで視力の発達、回復を図ります。	住民福祉課保健予防係
すくすく相談会	発育栄養状態の確認、母親の育児不安解消、母親同士の仲間づくりの場の提供を行うとともに、保健師、助産師による育児相談、身体測定、ブックスタートを実施します。	住民福祉課保健予防係
よろず健康相談	保健師、栄養士、保育士による発育状態の確認、母親の育児不安解消を図ります。	住民福祉課保健予防係

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
おやこ教室	保育士による集団あそび、保健師、心理士による子育て相談を実施するとともに、母親への個別支援を行い、育児の不安解消を図ります。また、集団での遊びを通して、個別性を尊重しながら成長・発達の引き出しに努めます。	住民福祉課保健予防係
障がい児保育	障がい理解を深め、身心の発達状況に応じた受入体制の整備を行います。	教育委員会
すこやか教育相談	就学に向けた保護者の不安軽減と、適切な就学に向けた支援を行います。	教育委員会
心理士相談事業	臨床心理士等による発達についての相談及び支援を行います。	教育委員会

主要施策（３）教育支援の充実

【現状と課題】

全ての子どもは、その特性に応じて、適切できめ細かな教育を受ける権利を持っています。

教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システム※の構築を推進し、共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別的な教育ニーズのある幼児、児童生徒に対しては、発達段階に応じた適切な指導を柔軟に提供できる仕組みを整備することが求められています。

そこで、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「多様な学びの場」を用意することで、児童生徒と保護者が学びの場を選択できることが重要となります。

※ インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組み

町では、特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育の充実を図るための支援員を配置するなど、一人ひとりの障がいの程度に応じた、個別の学習支援を行っています。また、自閉症・情緒障害学級の在籍率が高いことから、個々の教育的ニーズに応じた配慮に努め、通常学級でのユニバーサル教育の取組を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

誰もがともに学び合う環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの成長を最大限にするための教育システムの構築と、全ての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育の充実に努めます。

また、本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定、教材の工夫などの取組を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行われるよう、教職員の一層の資質向上を図り、通常学級でのユニバーサルデザインの取組と特別支援学級での指導の充実に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
特別支援教育トータルコーディネーター設置	障がいのある児童生徒、特別な配慮が必要な児童生徒及びその保護者と関係機関との連絡調整を行います。	教育委員会
信濃町相談支援関係者連絡会	教育に関係した学校、医療、福祉、保健、保育、療育等の各分野の関係者による情報交換により、一貫した支援を行っていきます。	教育委員会
教育支援委員会	障がいのある児童生徒や、特別な配慮の必要がある児童生徒の就学について、最も適切な就学先を専門家に相談する場の提供に努めます。	教育委員会
特別支援教育支援員設置事業	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と、特別支援教育の充実を図るため生活支援員及び学習支援員を配置します。	教育委員会
通級指導教室運営事業	障がいの有無を問わず、特別な教育ニーズを持った子が個別又は小集団による指導を受けられるための室を設置します。	教育委員会
義務教育学校	施設一体型小中一貫教育により中一ギャップ等の解消を図ります。	教育委員会
長野養護学校高等部通学補助金	長野養護学校の高等部に在籍する生徒が、タクシーを利用して通学した場合、乗車賃の2割を補助します。	住民福祉課福祉・介護保険係

主要施策（４）福祉を支える人づくり

【現状と課題】

質の高い福祉サービスを提供するためには、人材の確保や従事者の意欲・能力を高めるための人材育成が重要です。

また、福祉の向上は、福祉制度の充実だけではなく、ボランティアやNPO活動をはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。このため、障がいのある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立が重要となります。

【施策の方向性】

障がいのある人が安心して地域で暮らすため、長野圏域における連携の強化を図り、身体・知的・精神の3障がいに総合的に対応できる専門性の高い従事者の育成や不足しているサービスに係る福祉人材の養成・確保に努めるとともに、障害福祉の現場を支える障がい者団体や事業所における、福祉人材の確保・育成に向けた施策の展開を図ります。

また、障がいのある人やその家族が運営している各種団体、ボランティアの活動は、自立と社会参加を進める上で様々な役割を担っているため、これらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

【具体的な取組】

施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当
福祉人材を対象とした研修の実施	質の高い福祉サービスを提供するため、北部地区障害者自立支援協議会などで、サービス提供事業者向けの研修会の開催や、外部研修への参加費用等に対し助成します。	住民福祉課福祉・介護保険係
タイムケア	一時的に障がいのある人を預かり、介護し、介護者の負担軽減を図ります。	住民福祉課福祉・介護保険係
地域たすけあい事業補助	社会福祉協議会でボランティアを集い、運営することで、地域における支援体制の整備を図ります。	社会福祉協議会

第5章 計画の推進

1 推進体制の確立

(1) 庁内関係課及び国や県・近隣自治体との連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、住民福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら計画を推進します。

また、制度改正等に的確に対応していくため、国や県からの情報収集に努めます。更に、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村と連携を行い計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進するためには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア団体、当事者団体、医療機関、企業、ハローワーク等と協同の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、各施策の進捗状況を定期的に確認していく必要があります。計画の進捗管理をするための一つの手段として、サービス調整会議があげられます。本町では、町内の障害福祉サービス提供事業者が集まり、情報交換や意見交換等を行うサービス調整会議を年4回開催しており、この会議の中で施策の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の推進のため反映させていきます。

資料編

○ 信濃町障害者基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第11条第3項の規定に基づき、信濃町障害者基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 策定委員会は、信濃町障害者基本計画の策定にあたり、法11条第3項に掲げることを総合的に協議、検討を行うものとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 民生児童委員

(2) 社会福祉関係団体関係者

(3) 教育機関関係者

(4) 行政機関関係者

(5) 障がい者団体関係者

(6) 学識経験を有する者

(7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該計画等を策定する年度の末日とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

○ 信濃町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

選出区分	氏 名	所 属	備 考
1号委員	原山 公平	信濃町民生児童委員 会長	
2号委員	北村 勇	信濃町社会福祉協議会 事務局長	
3号委員	増澤 貴宏	信濃小中学校 トータルコーディネーター	
4号委員	静谷 伴子	信濃町立 信越病院 看護部長	
5号委員	飯塚 弘司	信濃町身体障害者福祉協会 会長	
	木村 明美	希望の会	
6号委員	瀧川 昌宏	特定非営利活動法人みんなの家 理事長	
	玉木 潤一郎	特定非営利活動法人 SUN 信濃町相談支援事業 相談員	
7号委員	中村 典江	ひまわり会 会長	

○ 計画策定の経緯

期 日	内 容 等
令和2年11月5日	第1回信濃町障害者基本計画策定委員会
令和3年1月14日	第2回信濃町障害者基本計画策定委員会
令和3年3月9日～ 令和3年3月22日	パブリックコメント

○ 主な事業の実施状況

事業名	平成 28 年度	令和元年度
移動支援事業	利用者 10 人 事業費 794,332 円	利用者 6 人 事業費 488,467 円
福祉タクシー利用券	対象者 214 人 事業費 458,380 円	対象者 222 人 事業費 438,910 円
重度心身障害者福祉手当金	対象者 181 人 事業費 1,810,000 円	対象者 167 人 事業費 1,670,000 円
介護慰労金	対象者 8 人 事業費 480,000 円	対象者 4 人 事業費 240,000 円
人工透析・人工肛門患者等福祉通院費助成金	対象者 25 人 延べ回数 2,138 回 事業費 1,069,000 円	対象者 21 人 延べ回数 2,043 回 事業費 1,021,500 円
信濃町施設等通園者交通費補助金	対象者 11 人 事業費 1,274,330 円	対象者 9 人 事業費 865,630 円
福祉医療給付費	対象者 452 人 給付費 33,514,489 円	対象者 422 人 給付費 34,681,917 円
精神保健相談	実施回数 10 回 相談件数 17 件	実施回数 10 回 相談件数 22 件
デイケア	参加延べ人数 158 人	参加延べ人数 133 人
特別支援教育通学奨励費	対象児 21 人 事業費 978,158 円	対象児 24 人 事業費 922,473 円
発達支援専門相談員配置事業	相談員 1 人 事業費 4,348,915 円	相談員 1 人 事業費 5,895,728 円

信濃町障がい者基本計画

『支え合い誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり』
～ 自立と共生社会の実現 ～

発行日 令和3年3月

発行 信濃町住民福祉課福祉・介護保険係

〒389-1392

長野県上水内郡信濃町大字柏原428番地2

TEL 026-255-1179

FAX 026-255-6207